

問 週休日の対象となる「特勤条例」で規定している「対外運動競技等」に該当する大会等について詳しく教えてください。

答 1 「対外運動競技等」に該当する大会等を規定した県教委通知 23 教職 185 号 (H24/3/28 付) では、下記のように定めています。(ここが最も重要です)

(1) 「対外運動競技」に含まれるもの

① 高等学校体育連盟(以下「高体連」という)、高等学校野球連盟(以下「高野連」という)が主催又はこれらの団体が関係競技団体と共催する競技会

ア 長崎県高等学校総合体育大会及び同予選

イ 全九州高等学校体育大会各競技大会及び同予選

ウ 全国高等学校総合体育大会及び同予選

エ 長崎県高等学校新人体育大会

オ 全九州高等学校新人大会等各競技大会(九州高体連共催のもの)

カ 県下選手権大会等(県高体連共催のもの) 【年2回以内】

キ 全国高等学校選抜等大会(全国高体連共催のもの)

ク NHK 杯高等学校野球大会及び同予選

ケ 九州高校野球大会及び同予選

コ 全国高校野球選手権大会及び同予選

サ 全国高校野球選抜大会

② 高体連、高野連の各地区支部主催の地区大会 【年1回】

③ 九州地区盲学校競技連盟、九州地区聾学校体育・文化連盟が主催する競技会

④ 全国盲学校体育連盟、全国聾学校体育連盟が主催する競技会

⑤ 全国高等学校定時制通信制体育大会及び同予選

⑥ 長崎県特別支援学校体育大会

⑦ 日本学生野球協会が主催する大会

⑧ 上記の各競技大会に応援として参加する生徒の引率

(2) 対外運動競技等の「等」に含まれるもの

① 文部科学省(文化庁)が主催する大会等

② 県教育委員会が主催する大会等

③ 県(九州・全国)高等学校文化連盟若しくはその専門部が主催又は共催する大会等

④ 県(九州)高等学校各教育研究会が主催する大会等

⑤ 県高等学校国際教育研究協議会が主催する大会等

⑥ 県(九州・全国)高等学校専門学科クラブ連盟が主催又は共催する大会等

⑦ 九州(全国)専門学科高等学校長協会が主催する大会等

⑧ 県(全国)高等学校定時制通信制部会が主催する大会等

⑨ 上記の各大会等に応援として参加する生徒の引率

※この通知には、参考資料として、体育部関係、文化部関係、専門学科(農業・工業・商業・家庭等)関係の三つに分けて、地区・県・九州・全国の各段階で該当する大会等があるかどうかを示す一覧表が添えられています。

答2 県教委は、どの大会等が振替対象になるかは、実施要項で主催(又は共催)団体を確認して、答1で示した「対外運動競技等」に該当するかどうかを判断するとしています。しかし、「(2) 対外運動競技等の『等』に含まれるもの」については、具体的な大会等がわかりにくいという声が多いので、主な部分を解説します。

③県(九州・全国)高等学校文化連盟若しくはその専門部が主催又は共催する大会等  
高教組が3月までの交渉・折衝で県教委と確認している大会等は別掲の一覧表とおりです。ただし、大会の名称が変わったり、共催の関係が変わったりする可能性がありますので、念のために、実施要項で確認する必要があります。

④県(九州)高等学校各教育研究会が主催する大会等  
県高等学校音楽コンクール(県高校教育研究会音楽部会主催)、県英語スピーチコンテスト(県高校教育研究会英語部会主催)、全国高校ワープロ競技大会県予選や簿記コンクール県予選(県商業教育研究会)、九州地区高等学校生徒理科研究発表大会(九州高校理科教育研究会主催)等が該当します。

⑤県高等学校国際教育研究協議会が主催する大会等  
国際理解のための高校生主張コンクール等が該当します。

⑥県(九州・全国)高等学校専門学科クラブ連盟が主催又は共催する大会等  
学校農業クラブ代議員会やリーダー研修会(高等学校農業クラブ連盟主催)、県高等学校発明創意工夫コンクール発表県大会やロボットコンクール県大会(高等学校工業クラブ連盟主催)、高校家庭クラブ指導者養成講座や役員会(高等学校家庭クラブ連盟主催)等が該当します。

⑦九州(全国)専門学科高等学校長協会が主催する大会等  
全九州高校珠算競技大会(九州地区商業高等学校長協会主催)等が該当します。